五十　細分類二四四二―建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
五十一　細分類二四四三―金属製サッシ・ドア製造業
五十二　細分類二四四四―鉄骨系プレハブ住宅製造業
五十三　細分類二四四六―製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
五十四　小分類二四五―金属素形材製品製造業
五十五　細分類二四六一―金属製品塗装業
五十六　細分類二四六二―溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
五十七　細分類二四六四―電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
五十八　細分類二四六五―金属熱処理業
五十九　細分類二四六九―その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
六十　細分類二四七一―くぎ製造業
六十一　細分類二四七九―その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
六十二　小分類二四八―ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
六十三　細分類二四九九―他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
六十四　中分類二五―はん用機械器具製造業（細分類二五九一―消火器具・消火装置製造業を除く。）
六十五　中分類二六―生産用機械器具製造業
六十六　中分類二七―業務用機械器具製造業（小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）
六十七　中分類二八―電子部品・デバイス・電子回路製造業
六十八　中分類二九―電気機械器具製造業（細分類二九二二―内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
六十九　中分類三〇―情報通信機械器具製造業
七十　小分類三一一―自動車・同附属品製造業
七十一　小分類三一四―航空機・同附属品製造業
七十二　細分類三一五三―運動用具製造業
七十三　細分類三一九三―パレット製造業
七十四　細分類三一九五―工業用模型製造業
七十五　細分類三一九九―他に分類されないその他の製造業（ＲＰＦ製造業及び人体保護具製造業に限る。）
七十六　小分類四八四―こん包業
（監理支援機関の業務の実施に関する基準）
第十三条　製造業分野に係る規則第六十七条第二十号の告示で定める基準は、監理支援機関が次の各号のいずれにも該当することとする。
一　前条第一号に掲げる産業を行っている育成就労事業所において監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う場合にあっては、製造業分野に係る分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
二　製造業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
三　製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、経済産業大臣又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

附　則

この告示は、令和九年四月一日から適用する。

その他告示

○国土交通省告示第六百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
木次川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　広島県山県郡北広島町南方の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°37′31.9038″	132°33′32.9536″
2	34°37′31.8026″	132°33′32.9948″
3	34°37′31.7851″	132°33′32.9319″
4	34°37′31.0693″	132°33′32.6011″
5	34°37′31.1038″	132°33′32.4918″
6	34°37′31.4341″	132°33′32.5847″
7	34°37′31.8553″	132°33′32.7794″

ロ　広島県山県郡北広島町木次の区域内の土地のうち、次の八点から十一点までを順次結んだ線及び八点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
8	34°37′32.4525″	132°33′32.9698″
9	34°37′32.0221″	132°33′33.0887″
10	34°37′31.9902″	132°33′32.9199″
11	34°37′32.4206″	132°33′32.8010″

○国土交通省告示第六百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
矢作第一
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県唐津市鏡
字鎌牟田
一〇二番　一号
地先道路敷
一〇二番　二号
地先水路敷
一〇三番　五号
九五番　二十三号
字トイボシ
五八八二番一　三号
五八七九番　四号
五八七三番　十七号
五八七八番　十八号及び十九号
五八八六番　二十号から二十二号まで
字鋤ノ元
五八二〇番　六号
五八二四番　七号
五八五七番　八号及び九号
五八五九番　十号及び十一号
五八七二番　十二号から十五号まで
五八七一番　十六号
七八番二　二十四号
地先道路敷
字五郎丸